

関西電力株式会社高浜発電所第4号機の
原子炉等規制法に基づく工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹

申請年月日等：

2019年 8月22日（関原発第201号）

補正年月日等：

2020年 2月 3日（関原発第505号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：高浜発電所

所在地：福井県大飯郡高浜町田ノ浦

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 3, 392, 000 kW

第1号機： 826, 000 kW

第2号機： 826, 000 kW

第3号機： 870, 000 kW

第4号機： 870, 000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

その他発電用原子炉の附属施設

1 非常用電源設備

3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）

（2）電力貯蔵装置

常設

・蓄電池（3系統目）

4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

（1）品質保証の実施に係る組織

（2）保安活動の計画

（3）保安活動の実施

（4）保安活動の評価

（5）保安活動の改善

4 火災防護設備

2 消火設備

(5) 主配管

常設

・主配管（3・4号機共用）

3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

5 浸水防護施設

3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：常設直流電源設備（3系統目）の設置工事

6. 申請理由

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第2項に規定される常設の直流電源設備及びその関連施設を設置する。